1-(1)関連

令和７年４月２日

建設工事業者各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市週休２日工事（土木工事等）実施要領及び島田市週休２日工事（建築工事）実施要領の一部改正について（通知）

下記のとおり要領の一部を改正したのでお知らせします。

記

１　改正理由及び内容

島田市が発注する土木工事等及び建築工事は、働き方改革の一環として、週休２日工事を推進しているが、静岡県に準じ、施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事に拡大し、更なる推進を図る。

２　適用時期

令和７年４月１日以降に積算を行うものから適用する。

（問い合わせ先）
契約検査課 契約･検査担当
電　話 (0547)36-7220
F A X (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

島田市週休２日工事（土木工事等）実施要領

最終改正　令和７年４月１日

（目的）

第１条　この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休２日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2)　対象期間　工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3)　現場閉所　対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は除く。

(4)　現場閉所率　対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。28.5％以上の場合を「４週８休以上」、25％以上28.5％未満の場合を「４週７休以上４週８休未満」、21.4％以上25％未満の場合を「４週６休以上４週７休未満」とする。

(5)　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6)　通期の週休２日　対象期間の現場閉所率が28.5％以上の状態をいう。

（対象工事）

第３条　この要領の対象となる工事は、島田市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表(管路、ポンプ場・処理場)により積算する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1)　施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

(2)　通年維持工事及び災害復旧工事

(3)　市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）
第４条　週休２日工事は、発注者指定型による発注とする。
２　前項の規定により発注するときは、島田市週休２日工事（土木工事等）特記仕様書（別紙１）を添付し、４週８休以上（土木工事標準積算基準書により積算する工事の場合は月単位の４週８休以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

（実施方法）
第５条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。
(1)　受注者は、現場着手日までに４週８休以上の現場閉所計画表（別紙２を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
(2)　受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
(3)　監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認するものとする。
(4)　４週８休以上の現場閉所を確保することができなかった場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
（費用の計上）
第６条　週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

附　則
この要領は、令和元年８月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和２年７月１日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則
この要領は、令和３年４月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則
この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則
この要領は、令和６年10月１日から施行し、同日以降に積算を行うものから適用する。

附　則
この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に積算を行うものから適用する。

別表（第６条関係）

土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表(管路、ポンプ場・処理場)により積算する工事

補正係数	（通期）	（月単位）
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

土地改良工事積算基準により積算する工事

補正係数	４週８休以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

治山林道必携により積算する工事

補正係数	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

ver20241001
（別紙２）

現場閉所計画表（例）

工事名：□□〇年度〇〇工事
工期限：□□〇年10月1日～□□〇年3月15日

開始月入力

年	月
2024	10

月	2024年10月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
行事等																																	
計画																																0	31

月	2024年11月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
行事等																																	
計画																																0	1

月	2024年12月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
行事等																																	
計画																																0	31

月	2025年1月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
行事等																																	
計画																																0	31

月	2025年2月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
行事等																																	
計画																																0	3

月	2025年3月																															〇計	対象期間日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
行事等																																	
計画																																0	31

凡例
〇：現場閉所
×：対象期間外

月単位の合否	未達成	
現場閉所日数	0	日
対象期間日数		日
現場閉所率	#DIV/0!	%

現場閉所率＝（現場閉所日数/対象期間日数）×100　※小数第2位切捨て

週休2日補正	#DIV/0!

島田市週休２日工事（建築工事）実施要領

最終改正　令和７年４月１日

（目的）

第１条　この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休２日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　週休２日

ア 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう

(2) 対象期間　工期のうち、準備期間と片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所　巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息　分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) ４週８休以上

ア 月単位の週休２日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休２日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３条　この要領の対象となる工事は、島田市が発注する建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

(2) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）

第４条　週休２日工事は、発注者指定型による発注とする。

２ 前項の規定により発注するときは、島田市週休２日工事（建築工事）特記仕様書（別紙１）を添付し、月単位の週休２日又は通期の週休２日の補正係数により費用を計上し発注するものとする。

（実施方法）

第５条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1)　現場閉所（現場休息）の確認方法

ア　対象期間開始前

（ア）「対象期間」を受発注者間協議により設定する。

（イ）　受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。

（ウ）　分離発注工事の場合は受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）の予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

イ 対象期間中

（ア）　受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。

（イ）　監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

（ウ）工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整を行う。

ウ 現場閉所（現場休息）率確認時

（ア）　監督員は、受注者から提出された上記の書類により現場閉所率（現場休息）の状況を確認する。

エ その他留意事項

（ア）　受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受注者と発注者間で協議を行うこととする。

（イ）　受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現

場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

（ウ）　工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

（エ）　監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2)　適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、(一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（費用の計上）

第６条　週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して行うものとする。なお、費用の補正に係る積算等の方法は、静岡県が定める「静岡県週休２日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和６年10月１日から施行し、同日以降に積算を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に積算を行うものから適用する。

1-(2)関連

令和６年11月15日

建設工事業者　各位

建設工事請負契約等における電子保証の導入について（通知）

本市では、受注者の契約事務の負担軽減及び効率化を推進するため、下記のとおり建設工事請負契約等における契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）について、電子化された保証証書（電子証書）の取扱いを開始しますのでお知らせします。
なお、書面による保証証書も従来どおり提出可能です。

記

１　電子保証とは
これまで保証事業会社から提供されていた従来の「保証証書（書面）」に代わる「電子証書」を、インターネットを通じて確認することができる仕組みです。

２　電子保証の対象となる取扱保証機関
東日本建設業保証株式会社等の保証事業会社

３　電子保証の対象となる保証及び証書
・契約保証：契約保証証書
・前払金保証（中間前払金）：前払金保証証書（中間前払金保証証書）
※保証事業会社が提供するインターネット保証サービスにより発行された保証証書（電子証書）が対象

４　取扱いの開始
令和６年 12 月１日以降に締結する契約から取扱いを開始します。

５　運用方法
(1) 事業者は、保証事業会社と保証契約締結後、保証事業会社から発行された『電子保証にかかる「認証キー（※）」のお知らせ』（ＰＤＦ）を電子メールに添付し、契約案件の担当課（発注課）のアドレス宛に送付してください。
（※）発注課が電子証書を閲覧するために使用する情報
(2) 電子メールで送付する際の件名は、「電子保証にかかる認証キー（案件名）の送付について」としてください。
例：電子保証にかかる認証キー（令和〇年度道路改良工事）の送付について
(3) 送付後、発注課へ電話連絡により到着確認を行ってください。
(4) 発注課は、認証キーを用いて当該電子証書を閲覧し、保証内容を確認します。

６　その他
(1) 現時点では、銀行保証、履行保証保険及び履行ボンド等の保証について、電子保証の対象外とし

ておりますのでご注意ください。

(2) 電子保証の申し込み、契約方法については、保証事業会社にお問い合わせください。

契約・検査担当　鈴木
内線700-96102
外線　36-7220

令和6年12月1日スタート
紙の保証証書も従来どおり選択可能

東日本建設業保証株式会社

島田市で電子保証が始まります！

1. ご利用条件

- インターネット保証サービス（Net Desk）が利用できること
- 令和6年12月1日以降に、島田市と契約の締結を行う案件

2. 電子保証の仕組み

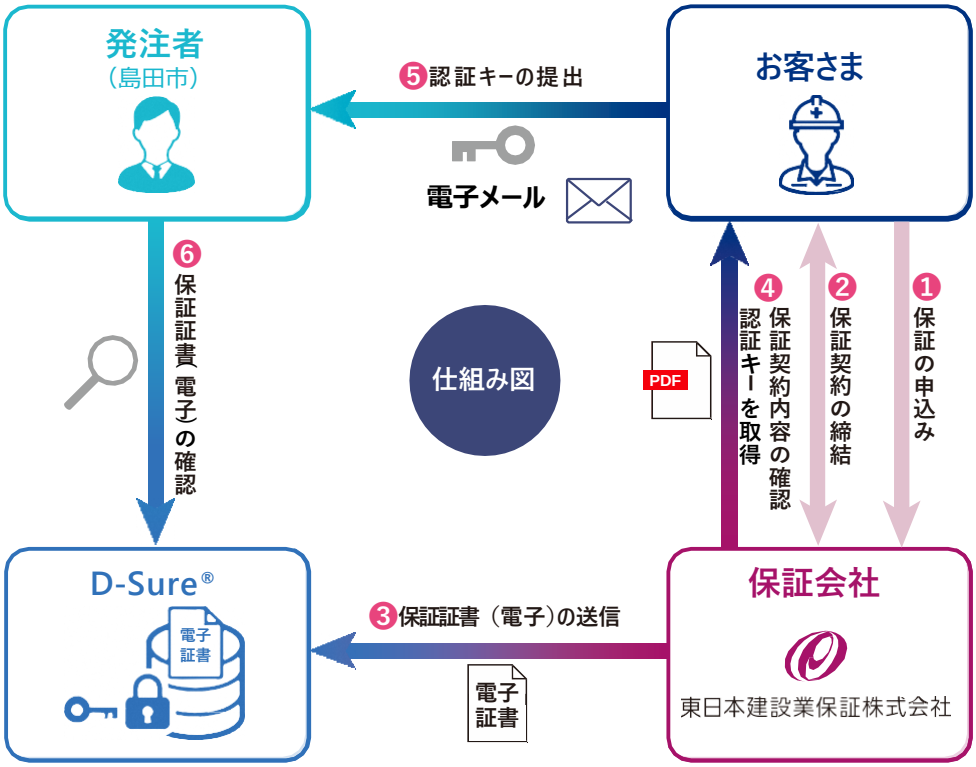

電子保証

電子保証とは、これまで書面でご提供していた保証証書について、インターネットを通じて電子的に提供できるようにしたものです。

D-Sure®

D-Sureは、電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するクラウドサービスです。日本電子認証株式会社（NDN）が運営しています。

認証キー

認証キーは、発注者がD-Sureで電子証書を閲覧するための暗証番号です。お客さまは従来の紙の保証証書に代わって認証キーを発注者に提出します。

3. お手続きの流れ

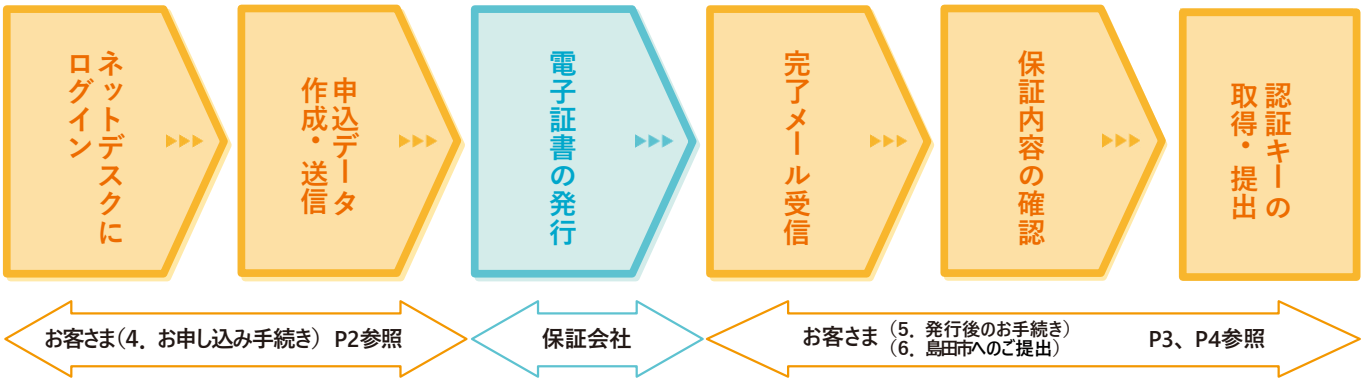

4.　お申し込み手続き

お申し込みはネットデスクからとなります。

保証申込
申込の作成(新規)
申込作成 > 申込確認 > 送信完了

○○建設　株式会社　様　全体トップへ　ログアウト　保証申込のヘルプ

ご不明な点は申込先の営業部・支店までお気軽にお問い合わせください。

請負工事の情報　保証の申込内容　その他

保証の申込内容　保証の申込内容をクリア

前払金保証	☑ 前払金保証を申し込む　手続状況　保証契約番号
保証証書の形式について	○ 証書(紙)　◉ 電子保証(認証キーを含む) ※電子保証を希望される場合は、発注者が電子保証に対応していることを確認してください。 電子保証対応の発注者はこちらです。
今年度対象額	円(出来高予定額または支払限度額)
前払金保証金額 必須	20,000,000 円　0.0%　(請負金額もしくは今年度対象額に対する前払金保証金額の割合)
預託金融機関(全角) 必須	○○銀行　××支店
再預託利用区分 必須	◉ 再預託を利用しない　○ 再預託を利用する
前払金保証料支払方法 必須	一括納付
前払金保証料請求先 必須	
保証料計算書(紙)について 必須	○ 希望する　◉ 希望しない ※保証料計算書は弊社手続き完了後、保証料計算書一覧メニューからご確認いただけます。
契約保証	☑ 契約保証を申し込む　手続状況　保証契約番号
保証証書の形式について	○ 証書(紙)　◉ 電子保証(認証キーを含む) ※電子保証を希望される場合は、発注者が電子保証に対応していることを確認してください。 電子保証対応の発注者はこちらです。
契約保証金額 必須	5,000,000 円　0.0%　(請負金額に対する契約保証金額の割合)
契約保証料支払方法 必須	一括納付
契約保証料請求先 必須	
保証料計算書(紙)について 必須	○ 希望する　◉ 希望しない ※保証料計算書は弊社手続き完了後、保証料計算書一覧メニューからご確認いただけます。

前払金保証、契約保証ごとに「電子保証（認証キーを含む）を」選択します。

インフォメーション　インフォメーションをクリア

申込送信先、保証証書受取	
申込送信先 必須	●●支店
電子保証発行完了のお知らせ	◉ 希望する　○ 希望しない ※「希望する」場合、弊社手続き完了後にメールを送信します。
メールアドレス 必須	soumu@ejcs.co.jp
連絡先	
担当部署	
役職	
担当者名	
連絡先電話番号	
お客様から弊社への連絡事項	
弊社からお客様へのお知らせ	

「希望する」を選択し、メールアドレスを入力します。電子保証の発行手続きが終わりましたら、メールにてお知らせします。

5.　発行後のお手続き

保証会社で電子証書の発行手続きが完了しますと、お客さまに「電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ」を電子メールにて送信いたします。

メールが届きましたら、トップページの①保証契約一覧をクリックし、②電子保証(認証キー)タブを選択して下さい。続いて、③詳細をクリックし、④保証契約内容をご確認のうえ、⑤「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」（PDF）をダウンロードしてください。

P4 ④参照

P4 ⑤参照

④ 保証契約内容の確認画面

・インターネット保証サービス利用規約に基づき、お客さまに代わり、発注者に対して保証証書を当社で提出しています。
・ご覧いただいている本画面の情報は、発注者に提出した保証証書と同一です。

令和00年00月00日

保証証書（前払金保証）

保証証書（書面）の発行は行われない
電子的な取扱となります。

保証契約番号	00000-000000
保証契約者	●●県●●市●●町0-00-0 ●●建設 株式会社
被保証者	●●●長
保証金額（総額）	20,000,000 円
保証期限	令和00年00月00日
工事名	●●●●工事
請負金額（総額）	50,000,000 円
工期	令和00年00月00日 ～ 令和 00年00月00日
請負契約日	令和00年00月00日
預託金融機関	○○銀行 ××支店

当会社は、前払金保証約款に基づき上記のとおり保証契約を締結し、その責に任じます。

東京都中央区八丁堀２丁目２７番１０号
東日本建設業保証株式会社
取締役社長
原田 保夫

取扱箇所 ●●支店
TEL : 000-000-0000
FAX : 000-000-0000

(注) 1. 保証契約を変更する場合は、表題の下に変更～ の表示と変更の発生番号を付記し、変更後の契約内容を表示します。
2. 請負金額のみの変更の場合は、この保証契約の効力に影響を及ぼさないので、保証契約変更の手続きをとる必要はありません。

印刷　閉じる

「電子保証」が別ウィンドウにて表示されます。申込内容と間違いないかご確認ください。

⑤「認証キー」のダウンロード画面

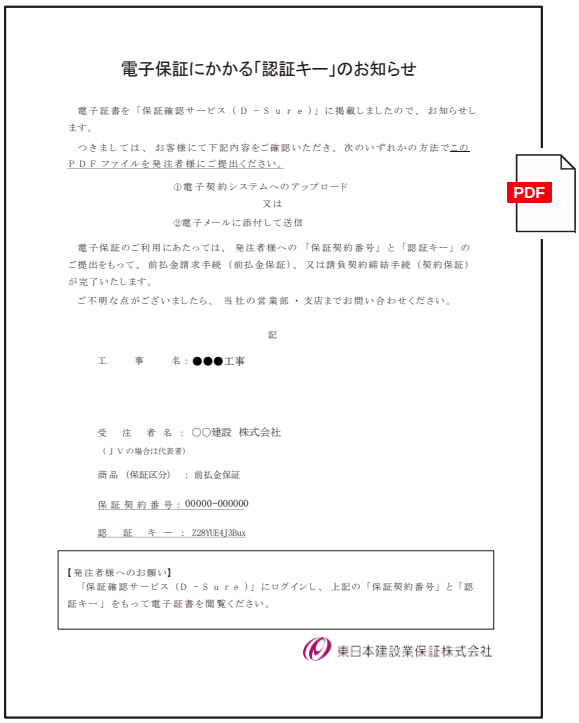

電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ

電子証書を「保証確認サービス（Ｄ－Ｓｕｒｅ）」に掲載しましたので、お知らせします。

つきましては、お客様にて下記内容をご確認いただき、次のいずれかの方法でこのＰＤＦファイルを発注者様にご提出ください。

①電子契約システムへのアップロード
又は
②電子メールに添付して送信

電子保証のご利用にあたっては、発注者様への「保証契約番号」と「認証キー」のご提出をもって、前払金請求手続（前払金保証）、又は請負契約締結手続（契約保証）が完了いたします。

ご不明な点がございましたら、当社の営業部・支店までお問い合わせください。

記

工　事　名：●●●工事

受　注　者　名：○○建設 株式会社
（ＪＶの場合は代表者）

商品（保証区分）：前払金保証

保証契約番号：00000-000000

認　証　キ　ー：Z28YUE4J3Bux

【発注者様へのお願い】
「保証確認サービス（Ｄ－Ｓｕｒｅ）」にログインし、上記の「保証契約番号」と「認証キー」をもって電子証書を閲覧ください。

東日本建設業保証株式会社

PDF

「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」をダウンロードし保存してください。

6. 島田市へのご提出

・ダウンロードした「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」（PDF）を島田市にご提出ください。
・この「認証キー」を使って、島田市は保証契約の内容を確認します。
・ご提出方法は、前払金保証・契約保証とも【電子メール】です。

メール宛先 ： 契約案件の発注課のメールアドレス
件名 ：「電子保証にかかる認証キー（案件名）の送付について」
例 ：「電子保証にかかる認証キー（令和〇年度道路改良工事）の送付について」
※ メール送信後、電話連絡により到着確認を行ってください。

特設サイト公開中

当社ホームページの「電子保証」に関する特設サイトでは、「電子保証の仕組み」と「認証キーの取得方法、発注者への提出方法」を分かりやすく解説した動画を公開しています。ぜひご覧ください。

URL：https://www.ejcs.co.jp/e-surety/

電子保証の仕組み

認証キーの取得方法
発注者への提出方法

東日本建設業保証株式会社
静 岡 支 店

【お問合せ先】
TEL 054-202-2484

2024.11

1-(3)関連

令和７年４月２日

建設工事業者各位

島田市行政経営部契約検査課長

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部改正について（通知）

下記のとおり要領の一部改正をしたので通知します。

記

１　改正理由

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業許可をはじめとする各種の金額要件が見直されました。このため、当市においても現場代理人の兼任を行う要件について引き上げを行う。

２　概　　要

特定建設業許可等の金額要件の見直し

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,500万円 （7,000万円）	5,000万円 （8,000万円）
主任技術者及び監理技術者の専任を要する 請負代金額の下限	4,000万円 （8,000万円）	4,500万円 （9,000万円）
特定専門工事の下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

３　改正内容

「建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」の第３条の対象要件を4,000万円から4,500万円（建築一式工事にあっては8,000万円から9,000万円）に引き上げる。

２　適用時期

令和７年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課 契約･検査担当
電　話 (0547)36-7220
F A X (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領

最終改正　令和７年４月１日

（目　的）

第１条　この要領は、島田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、請負者が複数の工事を請け負う場合において、最初に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼任を認める事項を定めることにより、技術者数が少ない中小企業者への弾力的な運用による効率的配置、活用等により請負者の経営確保や受注機会の促進を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２条　島田市が発注する工事又は島田市以外の機関（官民を問わない。以下同じ。）の発注する工事を対象とする。

（対象要件）

第３条　次の要件を満たすものとする。ただし、島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、島田市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事１件の請負代金の額(税込)が 4,500 万円(建築一式工事にあっては 9,000 万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

ア　兼任しようとする工事の件数は、２件とする。

イ　兼任しようとする工事現場間の距離が 10ｋｍ程度の近接した場所であること。

ウ　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合も含む。

エ　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 工事１件の請負代金の額(税込)が 4,500 万円(建築一式工事にあっては 9,000 万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も 4,500 万円（建築一式工事にあっては 9,000 万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア　兼任しようとする工事の件数は、３件までとする。

イ　兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。

具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が 20ｋｍ以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね 20 分以内であること。

ウ　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ　変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

（兼任の申請）

第４条　受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

(1) 島田市発注工事間で兼任

島田市発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人の兼任申請書」（様式１）により、それぞれの主管課（以下「工事主管課」という。）に申請させること。主管課は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書（様式２－１）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式２－２）により兼任の可否等を通知すること。申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の主管課に通知書の写しを提出させ、主管課は兼任しようとする他の工事の主管課の承認を受けていることを確認すること。

(2) 島田市発注工事と市以外の機関の発注工事との兼任

島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人兼任申請書」（様式１）により申請させること。主管課は、申請書に兼任しようとする他の工事の「発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

（兼任を認めた場合の遵守事項）

第５条　兼任を認めた場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

(2) 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

（その他事項）

第６条　島田市発注工事における現場代理人の兼任は、原則、本要領によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

２　本要領により難い場合は、契約検査課と協議すること。

附　則

この要領は、平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 26 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

様式１

現場代理人の兼任申請書

年　月　日

島田市長

（請負者）住所
氏名

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

<table>
<tr><td>請負者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現場代理人氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項</td><td colspan="3">＊(4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合に記入</td></tr>
<tr><td rowspan="5">兼任を申請する工事
（工事１）

請負金額（税込）
¥</td><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>監督員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事１と現場代理人を兼任しようとする他の工事
（工事２）

請負金額（税込）
¥</td><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>兼任しようとする工事現場間の所要時間（直線距離）</td><td>工事１から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">工事１及び２と現場代理人を兼任しようとする他の工事
（工事３）

請負金額（税込）
¥</td><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">兼任しようとする工事現場間の所要時間（直線距離）</td><td>工事１から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
<tr><td>工事２から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
</table>

＊　契約書の写しを添付すること。

＊　兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（現場代理人の兼任承認書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））を添付（又は後日提出）すること。

様式２-1

現場代理人の兼任承認通知書

第　　号
年　月　日

請負者　様

島田市長　　印

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

１　兼任を承認する工事

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 （工事１）	
工事１の現場代理人と兼任を承認する他の工事 （工事２）	
工事１及び２の現場代理人と兼任を承認する他の工事 （工事３）	

２　条件

(1)　兼任を承認する工事（工事２又は工事３）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事)、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事)）の提出をもって兼任を承認する。

(2)　現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(3)　現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。

(4)　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

様式２－２

現場代理人の兼任否認通知書

第　　号
年　月　日

請負者　様

島田市長　　印

　年　月　日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 （工事１）	
理由	
工事１と現場代理人の兼任を否認する他の工事 （工事２）	
理由	
工事１及び２と現場代理人の兼任を否認する他の工事 （工事３）	
理由	